

第3回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年10月15日（火）14:30～16:25

2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官

（事業者）住友化学株式会社、株式会社みずほ銀行

（農林水産省）渡邊経営局農地政策課長、光吉農村振興局農村計画課長

4. 議題：

（開会）

1. 農業生産法人の要件緩和について

2. 農地の信託事業の民間開放について

3. 平成21年改正法附則に規定された事項に係る検討状況について

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、規制改革会議「農業ワーキング・グループ」を開催いたしたいと思いをします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日、所用により、浦野座長代理と渡邊専門委員は御欠席でございます。

それでは、ここからの進行は金丸座長にお願いいたします。

座長、よろしくをお願いいたします。

○金丸座長 皆様、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、まず2つのテーマ、「農業生産法人の要件緩和」及び「農地の信託事業の民間開放」について、それぞれ住友化学株式会社様、株式会社みずほ銀行様から御説明をいただき、意見交換を行いたいと思ひます。

その後、平成21年改正法附則に規定された検討状況につきまして、農林水産省の皆様から御説明いただいた後、質疑応答を行います。

それでは、まず、農業生産法人の要件緩和について、事務局からテーマ設定等を準備していただきましたので、御説明いただいた後、住友化学様から御説明をお願いしたいと思ひます。

中原参事官、よろしくお願ひします。

○中原参事官 それでは、現在の制度の概要等について、委員の皆様も御高承のことばかりかと存じますけれども、簡単に御説明をさせていただきます。

農業生産法人につきましては、現在、法人が農地を所有するための要件としまして、株式会社、農事組合法人、あるいは合同会社、合弁会社、合資会社といった持分会社のいずれかであって、農地を取得するための要件として幾つかのものが規定されているわけでございます。

1つは事業要件と言われているものでございまして、主たる事業が農業であること、売上高の過半を占めることという要件でございます。出資主体の要件ということで、例えば農業関係者と継続的取引関係者といった者が農業生産法人の構成員となれる人たちでございまして、農業関係者としましては、農業の常時従事者、農地の権利提供者ですとか、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合といった方々が農業関係者と言われている方々でございます。

関連事業者と言われている方々が総議決権の4分の1以下であれば持てることができますが、継続的な取引関係者のうち、農商工連携事業者などといった方々については、総議決権の2分の1未満まで議決権を保有できるということになってございます。

役員要件としまして、当該法人の農業の常時従事者たる構成員が理事等の過半数を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事することといった要件があるところでございます。

事業要件と構成員要件、役員要件といったことについて、どのように考えるか。日本再興戦略においても指摘があるところでございますので、実際に農業に携わる者の利便性を向上させるという観点から、こうした要件についてどのような考え方ができるかということが1つの要件かと存じます。

農地のリースに係る規定ということでございますけれども、使用貸借または賃貸借によって農地を利用に供する場合におきましては、農地法におきまして、これらの権利を取得しようとする者がその取得後において、その農地を適正に利用していないと認められる場合に、そうした使用貸借または賃貸借の契約の解除を進めるような条件が書面による契約において付されていること。

これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

そして、これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち、1人以上の者が、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

こうした要件を全て満たすと農業委員会が認めるときには、農地法第3条第1項の許可が下り、そのリースの設定がされるというような規定ぶりになっているところでございます。こうしたところについて、生産法人の在り方、リースの条件の在り方ということを先ほど申し上げましたような利便性の向上という観点からどのように考えるかというのが一

つの議論かと存じます。

皆様、御高承のことばかりで恐縮ですけれども、改めて確認の御説明をさせていただきました。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、住友化学様、農業参入への状況と課題につきまして、御説明をお願いいたします。

○住友化学 住友化学、アグロ事業部の長久保と申します。

私どもの状況について御紹介させていただきます。お手元の資料に沿っての御説明になりますけれども、私どもは2009年から農業法人を設立して農業に参入してまいりました。その状況につきましては、これまでに長野県、大分県、山形県、三重県、茨城県、これらについては事業部が主体の住化ファームという名前の会社を設立しております。愛媛県、愛知県におきましては、全社で日本経団連が推進しています未来都市プロジェクトの一環として農業関連のプロジェクトの実施ということで設立しております。

いずれの法人も、弊社が過半出資のため農業生産法人の資本要件を満たさず一般法人。したがって、農地はリース方式になっております。

私どもは、今後もこのような農場の設立を続けていく考えでございますけれども、そのときに幾つか課題を感じておりますので、以下、資料に沿って御説明させていただきます。

まず「課題① 農業生産法人の要件」。先ほども御説明されたとおりですけれども、一般企業が過半を出資する会社は、資本要件から農業生産法人として認められない。したがって、農地の保有が認められないので、種々の制度の利用の制限、これは例えば先進的な技術を導入するときの補助制度的な面でありますとか、様々な地域の担い手関係の制度についてもそうでございますし、下記のような懸念が生じております。例えば私どもは、一部の地域では耕作放棄地を整備して大型のハウス設備を設置しております。この場合、1つは長期の事業継続が必要ですが、その中の一部の地権者からでも返還を求められると事業継続に重大な支障が生じる。また、返還時の有益費というものの請求が事実上困難。耕作放棄地にお金をかけて使えるような農地にするということは実際上その価値を大きく高めて、本来であればそれを返還する場合には、その分の請求が可能とも考えられるわけですが、農地においては実際上そのようなことは事実上困難になっている。

こういったことから、例えば参入後一定の年数、例えば5年後、きちんと営農を続けているというような実績を見た上で農地を保有するというオプション、売りたいという人の場合もございましょうし、耕作放棄地のように本来こちらが所有しても何ら問題ないようなオプションがあってもよいのではないかと感じております。

3 ページ「課題② 現状のリース制度における不明確な点」でございます。

例えば借り手の法人の業務執行役員の1名以上が常時農業に従事することが条件となっているわけですが、このものが現地に居住する必要があるのか、ないのか、基準が不明確と感じております。私どもは現実に現地居住が必要ということを要求された

という経緯がございます。

「課題③ その他」でございます。

農地転用について、事務所やトイレの設置には転用手続きが求められる一方、資材庫の設置、これは農業用施設用地の利用となりますので、転用手続きは不要と理解しております。

営農に必要な事務所やトイレの設置については、農地転用の手続きを不要とするべきではないかということを感じております。

これに関連しまして、農地賃貸借における農業委員会の役割、権限の明確化ということでございますけれども、より具体的には、例えばこれまで農地の賃貸借を市町村等に御紹介いただきましたが、この場合に市町村の関係者、例えば議長さんですとか、いわゆる農林部関係への御説明であるとか、必要な地元関係者、賃貸借の当事者以外への説明、これは当然必要な事とも考えられるわけですが、これについてももし必要であれば、本来であれば農業委員会がその説明すべき範囲というものについて定めがあるなり、あるいはそれについて場を設けるなりという権限あるいは役割の明記があっているのではないかと。市町村の農業委員会がこの契約の仲介をしていただくわけですが、そのときに県の了解を求めることが必要なのか、不要なのか。制度的には不要のように思われるわけですが、現実にはお伺いを立てている農業委員会もあればそうでない場合もあるというような役割、権限について、より明確にするほうが双方進めやすいのではないかと感じました。

参考になればと思いますが、私どもからの紹介は以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆さまから20分程度で意見交換をさせていただきたいと思います。どなたか御意見ございますか。

私から質問させていただきます。

今、参入なさっておられるのですけれども、どれぐらいの面積で、どんなものを年間どれぐらい生産されていらっしゃるのでしょうか。

○住友化学 失礼しました。若干御説明させていただきます。

順番に、長野県、大分県は両方とも栽培面積で1ヘクタールほどの大型ハウスを用いまして、長野県ではイチゴ、大分ではトマトを生産しています。

山形県では、栽培面積30アール程度のビニールハウスでトマト。

以下、全部栽培面積ですが、三重では、1.5ヘクタール、水耕栽培で三つ葉の生産です。

茨城県は、つい先月開始したところですが、20ヘクタールの露地でキャベツ。将来は水稻も手掛けようと考えているところでございます。

愛媛県は、当初5ヘクタール、これも水田の転作でレタスをやっております。

愛知県は、80アールで、ハウスでトマトを生産する予定です。

○金丸座長 ありがとうございます。

生産額まではわからないですか。

○住友化学 概算ということですが、長野県で6,000万円程度、大分県で8,000万円程度、山形県で2,000万円程度、三重県2億円弱、茨城県は当初5,000万円程度です。愛媛県は約3,000万円、愛知県はこれからですが7,000万～8,000万円目標ということでございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○滝委員 初歩的な質問ですが、資料4ページに「営農に必要な事務所やトイレの設置について」と書いてあるのですが、これらは一般的な感覚では当然必要なことだと思うのですが、農地転用手続を必要とする根拠みたいなものはあるのでしょうか。

○住友化学 根拠というのは、私どもも農地法なりを見せていただいて、農地以外の用途に使うときには転用手続が要るよという指導を受けたというのが経緯でございます。

その中で、私どもがある農業委員から聞いた判断としては、例えば資材置き場あるいは出荷のための保冷庫というのは農業関係の施設であるけれども、事務所は少し違うという指摘を頂きました。

○滝委員 農業を経営するには間違いなく必要な要素ですね。

○住友化学 間違いなく必要です。これも恐らく村外、地域外からの参入を従来想定されていなかったために起きることで、普通でしたらどこか居住地があり、畑、近くに住んで入る方であれば当然そういうものは持っているけれども、外から来た場合にそういうものがないということがこういう企業参入の場合に起きてきたということではないかと思えます。

○金丸座長 よろしいでしょうか。

それでは、林委員、お願いします。

○林委員 2ページの課題①についてお伺いします。例のところ、最初に、賃借期間についての点が挙げられております。規定上は50年が上限となっていると思うのですが、実務上どの程度の期間が借りる側として必要であり、それが実際上、どの程度の期間になってしまっているのかということが質問の第1点です。

質問の第2点ですが、ここで次に「有益費償還が事実上困難」と書かれておりますが、リース契約をする際に有益費や必要費の負担についての取り決めをすることが難しいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

3点目の質問としましては、4ページの課題③の最後に、「農地賃貸借における農業委員会の役割、権限の明確化」という点がございます。実際にリースをされる際に、当事者である農家との交渉以外にこういったところとの交渉や話し合い、または承認などが事実上必要とされていて、どのくらい期間がかかっているのかということをお伺いしたいと思います。

○金丸座長 よろしいでしょうか。お願いいたします。

○住友化学 1点目は、リース契約の期間についてのお尋ねだったと思うのですが、

これは実績としては、場所によって10年～20年の契約を結んでおります。これについて、現在のところ、途中返還を求められたというケースは現実にはございませんけれども、理屈上、そういうことが求められると困るということが考えられるということでございます。

返還時の有益費の請求が事実上困難ということについては、企業がこういう耕作放棄地を整備してある程度耕作をするということ自体がこれまでそれほどなかったもので、まだ実際には起きていないことと思うのですけれども、理屈上、おっしゃるとおり、契約に盛り込めばいいということでございましょうけれども、現実的にそれを盛り込んだような契約というのは前例がなく、事実上困難。恐らくそういう契約を結ぶと、むしろ最初からお金を払ってもらってもいいような形にもなりかねないと思いますので、そういう意味でもこういったことについてのルール化というものがまだできていないということではないかと思えます。

それについて若干補足させていただきますと、私ども特に日本経団連プロジェクトというのはある意味でモデル事業ということで、そういう意味では長期間の視野に立った前提でやっているから初めて取り組める部分であって、だからこそ先進事例としてこういうことにも取り組んでおりますけれども、そうでなければとても耕作放棄地を整備して使うということは単純に現在の制度だけで考えるとペイしないということが出てくるということがこういう取組からも見えてくるのではないかと思えます。

最後に、どのくらいの交渉が必要だったかということですが、実際上はそれまでのつながりによって範囲は変わってまいりますので、なかなか一概には言えないのですが、やはり慣例的に市の関係部署、議会なり市長さんにお話をしておくことは必要であった。というのも、企業の農業参入についてはいろいろ警戒をする面が現実でございますので、もちろん私どもはそうではないということなのですが、それについての個別の御説明というのは必要になっている。

あるいは何人もの地権者から土地を借りる場合に、地域の方にそれなりにお話をしている。これはある意味、当然のことかもしれませんが、そういったことは現実には必要になってくる。こういったことから、農業委員会の賃貸借契約の認可をいただくのにどのくらいかかるかという、私の感覚ですが、最低3カ月は見ておかないとどうしても危ない。それも事前にある程度関係の方々とプランを話し合いして、社内的にも設立するという決心ができてから、さらにそのくらいの時間を見ておかないと難しいのかなというのが現実だと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様、御意見をお願いいたします。

北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 資料1の2ページの有益費の請求は事実上まだ実例としてないということですが、これを請求することが非常に困難だというお考えがあるようですけれども、何か理由がございのでしょうか。事実、10年、20年にまだ達していない時点でどう

してそういうようなことをお考えになるのか、詳しく御説明いただければ幸いです。

○金丸座長 では、お願いいたします。

○住友化学 単純に賃貸借契約、従来の実績なりひな形に沿ったもので私たちも進めるのが一番スムーズという中でこれを織り込むと、なかなか貸してもらえないのではないかとこちらがあらかじめ思っている部分は御指摘のとおりでございます。

しかしながら、そういった事例が現実にはない中で、ただでさえ大企業の農業参入が警戒される中で、そういう事例を自分から作りに行くというのは事実上困難と感じているし、やはり前例がないということが最大の理由でございます。

○金丸座長 北村専門委員、よろしいでしょうか。

○北村専門委員 非常に難しいお話だと思うのですがけれども、実際に投入した有益費というのは、実はそのままというようなことはかなり私たちの場合もあるわけですがけれども、これをどういう価値で残していくか、引き継いでいくかというところを明文化する事例がないと今のような話が延々と続き、せつかく入った農業参入の継続性に大きな支障を来すというところでは、早急にこういう例をきちんと取り上げていく必要があるのではないかと思います、御質問した次第でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

私も補足してお聞きしたいのですがけれども、2ページ目の別のところですがけれども、一部の地権者から途中で農地の返還を求められると、という表現をなさっておられるのですがけれども、先ほどの1ページの参入状況の中で御紹介いただいた各地域の農地の面積を大きいものから小さいのまでお示しいただいたのですがけれども、それぞれの地域は複数の方々との契約を今はなさっておられるのでしょうか。

○住友化学 三重を除いて全て複数です。

○金丸座長 契約期間なども違うのでしょうか。

○住友化学 契約期間は、10年～20年、これはその経緯によって変わってきます。私どもは、ただ従来の慣例的な部分で、何もないと10年、でなければ20年というような、実態としてそうっております。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 ありがとうございます。リースの実態についてお伺いしたいのですが、3ページに現状のリース制度ということで、1名以上が常時農業に従事することが条件となっているということで、具体的に御社では業務執行役員の1人は、常時農業に具体的などのような作業を行っているかということについて、まずお伺いしたい。

次に、この要件が必要かどうかということについて。ここでの御意見は、現地に居住する必要云々ということですが、そもそもこの条件、つまり、業務執行役員の1名以上の方が常時農業に従事するという条件が適切かどうかについての御意見をお伺いしたいと思います。

○金丸座長　お願いします。

○住友化学　まず、私どもの実態としては、この業務執行役員というのはイメージとしては農場長、現場の代表者であり、責任者であるという状況でございます。この条項が必要かどうかということのお尋ねだったと思うのですけれども、これも地域周辺の人が借りることを想定したために書いたことだと思ひまして、私どものように全国に展開する場合というものは想定されていない。そういう意味では、この条項は私どもにとっては、はっきり言って障害になる、不要にさせていただきたい。現実の現場責任者というものはもちろん必要ですし、地域とのコミュニケーションのある責任と権限を持った者が必要なものは理解するところでございますけれども、業務執行役員の1名以上というところまで求めることは必要ないのではないかと考えております。

○金丸座長　どうぞ。

○本間専門委員　リースを行う場合に農地法の規定で、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うことが見込まれることというのがありますが、具体的にこれを満たしたかどうかをどう判断されたのか。農業委員会との話をしたとか、この条項にかかわる条件をクリアしていく具体的なプロセスというのはどのようなものだったのかお聞かせいただければと思います。

○住友化学　このことについても農業委員会が用意している農地法第3条に基づく賃貸借契約の中に地域との協力をどのようにしますかということが書かれていまして、やはり地域共同作業には参加しますとか、端的に言えばそういうことを書いてまいりました。例えば水田となっているところを借りたときに地域での共同の清掃であったり、これに参加するのは当然とも思いますので、そういった部分では納得できる。一方で、いわゆるそれが障害になる場合があるのかということのお尋ねかと思うのですけれども、私どもの場合、今のところ、そういう実際に必要な地域の行事への参加なり共同作業への参加を求められ、それをクリアしているという状況でございます。

○金丸座長　ありがとうございます。

では、林委員、お願いします。

○林委員　資料の2ページですが、資本要件ゆえに、この場合は農業生産法人として認められなかったのでリースの手法を選択したという流れのように読めるのですが、もし農業生産法人の要件が緩和され、例えば資本要件が緩和されたような場合には、会社としてはリースではなく所有を選択されますか。

○住友化学　これについては、オプションというか、一概に所有することはないと思いますが、現実には買ってほしいという地権者も中にはいますし、そういうときには買い取りということも考えると思います。

○金丸座長　ありがとうございます。

では、松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員　課題③の事務所やトイレの設置には転用手続が求められるという考え方

ですが、もし従業員がいる、もしくはパートさんなりアルバイトさんがいるときに、まず排せつ場所を設けないというのは労働環境上かなり問題があると私は感じております。これは逆に農業委員会自体が労働環境の適切な環境整備をするという一般的な概念からかなり遠いところに意識があっているような気がして非常に違和感を覚えます。

それと、先ほど市町村へのいろいろな手続のお話が課題③の3ポツにありましたけれども、これは私どものように、農業生産法人で町外に進出をするときにも同じような現象がありまして、かなり手続的には根回しが必要になるということがあります。先だつての会議の中で、農業委員会が独立しているという観点から考えると、これも本当に農業委員会は独立した運営なのかの疑問を持つ内容かなというような気は前々からしております。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、議論もまだ他におありだと思いますけれども、今日は他の議題もありますので、この辺で議題①につきましては終了させていただきます。今後とも引き続き農業生産法人の要件緩和については当会議でも議論を進めてまいりたいと思います。本日は、住友化学様、どうもありがとうございました。

それでは、次に、農地の信託事業の民間開放につきまして、株式会社みずほ銀行様から御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○みずほ銀行 みずほ銀行産業調査部の山岡と申します。

お手元のペーパーでいいますと、右肩に資料2と書いているワードの1枚紙を御覧ください。あわせて、別添資料になっているポンチ絵等で御説明差し上げます。

まず、農地信託について、問題意識でございます。制度として導入されているわけでございますが、実際は活用に至っていないという問題があるということでございます。

課題としては2つ。つまり、限定されているということ。これは、もう少し噛み砕いて申し上げると、信託のノウハウあるいは活用のインセンティブに乏しい主体のみに限定されているということでございます。したがって、信託を導入すると全てが解決するというつもりは全くなくて、むしろ使える手段を総動員するというところで、かつ選択肢の一つとして、売買、賃貸に加えて信託を加えてはいかがでしょうかという趣旨でございます。

その下からメリットとデメリットの整理をさせていただきます。

まず、メリットでございます。1つは、公正忠実義務あるいは善管注意義務といった非常に重い受託者責任を伴います。したがって、農地の管理・保管・委託、つまり、再配分におきます透明性と公平性を担保できるのではないかとございます。

2つ目でございますが、不動産を受益権化することによって、例えば相続等によりまして分割や小口化するという農地そのものがいろんな方々の所有権になるということを回避できるということが可能ではないかということ。

加えて、複数の土地につきまして、受益権化することによってまとめることによりまして、大口化あるいは面的な集積ということが可能ではないかということが2つ目でございます。

3つ目は、倒産隔離機能と書いてございますけれども、これは言葉上の話でございます、もう少し噛み砕いて申し上げますと、原保有者、つまり出し手あるいは貸し手の事情の変更に伴って、受け手、もしくは借り手、担い手、こちらの方の影響を及ぼさない。例えば途中でリースをやめたい、あるいは貸しはがしという言葉も一部にございましたけれども、そういったものを排除できるということでございます。

4つ目としては、これは今後の課題でもございますけれども、賃料設定のところでは対価の設定が自由にできるのではないかとということです。例えば収穫だとか販売に応じた変動制にすることによって、例えばレベニューシェアという言い方になりますが、リスクリターンを貸し手、出し手と、受け手、借り手との間でシェアするというので、受け手にとっての経済合理性を高めるという余地があるのではないかとというのが4つ目でございます。

一方、デメリットでございますが、所有権は移転いたします。これは登記上の問題ですが、信託法第14条におきまして、真の所有者は原保有者、委託者であるということは明確になっておりますが、実際は登記簿がそういう形に記載されますので、ここは心理的な抵抗はありかと存じます。

2つ目は採算性が低い。一般的に農地は採算性が低いということでございますので、信託報酬が賄えるのかという問題がございます。ただ、これは対象土地が広大である場合、あるいは日本再興戦略においても書かれましたように、所得の倍増あるいは生産性の向上といったようなことによりまして、面的集積を通じて信託報酬の負担に耐えられるようなだけの経済合理性の向上は期待できようかと存じます。

附帯的なメリットとして、そこから3つのお話でございます。これで別添資料のポンチ絵を御覧いただきたいのでございます。先ほど私が申し上げた問題意識と信託のメリット、デメリットのお話は全体のお話でございます。この全体の話をやろうとするとかなり大がかりな法制の変更等が伴うわけでございますけれども、例えばということで横紙に書いてございますように、農地中間管理機構、今度設立されるここにおいて信託の活用スキームというのはできないだろうかということをおまとめたのが別添資料でございます。

まず上から、出し手のインセンティブと受け手さんの質と量の拡大、この両立を目指すということでございます。出し手の側として、所有権、賃借権あるいは今回導入される公告による利用権、この3つを管理機構に集まったところで信託をするということで、ある方は売りたい、あるいはもうお預けしたい、お貸ししたい、ある方は利用権の設定というばらばらの考え方を信託という箱を使って一つにまとめることによって、受け手に対してまとまった土地、面的集積の形で出せないだろうかということでございます。

先ず、左側の下に記載しているように、出し手として3つの手法、選択が可能ということです。いずれも持ち込みが可能であると考えております。

2つ目、中間管理機構は、47都道府県で設置されると伺っておりますけれども、例えばこれだけの数を設置するとなると、民間のノウハウを活用するということも必要かということでございます。

3つ目としては、受益権化をすることによって、農地という土地そのもの、不動産そのものの売買や賃貸あるいは個々別々の取引という相対のコストを削減できないかということでございます。

信託活用のメリットは、右側に書いてございますけれども、今、ワードの1枚紙でお話しした内容と重複いたしますが、ここで一言付け加えますと、右の一番下、信託法で公正忠実義務と善管注意義務で農地を配分するということですので、仮に中間管理機構が業務委託をする場合、そのガバナンスとして機能することができるのではないかとということでございます。

1枚紙に戻っていただきまして、附帯的なメリットとしての③でございますが、信託を通じて民間ノウハウの活用が可能ということで、実際に受け手の方に対するマッチングができるということ、あるいは信託会社あるいは信託銀行の機能としては年金設計や決済機能、遺言、相続関係、不動産仲介のノウハウもありますので、こういった民間ノウハウを使っていただくということも可能ではないかとということでございます。

私からは以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。どなたか御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、林委員、お願いします。

○林委員 資料の2枚目の図で質問したいと思います。

①のところで、出し手から中間管理機構に対しての矢印ですが、賃貸以外に今回信託も選択肢として加えてはどうかという御提案かと思えます。この①の段階で出し手から中間管理機構に信託されたものを③の受け手に対して外部委託とか賃貸とか売り渡しをするというスキームにおいて、②のところで中間管理機構の次に信託会社とか銀行が入る必要性というのはどこにあるのでしょうか。

○みずほ銀行 今回、まず冒頭に御指摘のあった出し手から中間管理機構への信託というのは現在でもできると想定されます。これは農地合理化法人を使うということである以上、恐らく使えると思っています。むしろ今回のお話は②でございまして、中間管理機構に集まってきた農地、それはおのおの所有権であったり、賃借権であったり、利用権であったり、幾つかの権利になろうかと思えます。これをひとまとめにする箱として信託というものを使うというのが今回の御提案、つまり②のところが提案の内容としては骨子になりますので、このひとまとめにするという③にいくための1つのステップとして信託という箱を使うことに意義があります。

現時点では、中間管理機構さんの役割としては、出口としては賃貸というもののみを想定されていらっしゃるようですので、そうではなくて、そこからの再信託もしくは信託ということで、信託という箱を使って面的集積ということ、あるいはひとまとめにする、大口化するといったことができないかと、そういうことができるのではないかとのお話で

ございます。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 私の質問の趣旨としては、中間管理機構が信託をするとして、そこにさらに信託会社や銀行が入る必要がどこにあるのかという点です。

○みずほ銀行 今、例えば所有権と賃借権と利用権というばらばらのものが持ち込まれた場合、所有権の売買であれば農業委員会が関与される、賃借権と利用権については、中間管理機構がやられる。例えばその一つの固まりとみなされる土地に対して3つの権利が存在する場合、分断されてしまっただけでは農地の面的な集積ができないのではないかと。もちろん中間管理機構がひとまとめにして大きな固まりとして③に一足飛びに出すということができるのであれば、あるいはこれはできると思います、足元の状況に鑑みますと、これが必ずしも①のところから③に至っているとは言いがたい。それが今の分散錯圃の状況でございますし、耕作放棄地の状況である、あるいは虫食いの状態になっているということでございますので、それを一固まりに持っていくための権利を集めるという箱として信託というものを使うということです。

○金丸座長 本間先生、お願いします。

○本間専門委員 中間管理機構を使って信託事業を行うというのは1つのアイデアだと思います。ただ、全ての農地が中間管理機構に集まるわけでもないし、むしろ中間管理機構に集めない、優良農地はたくさんあるわけです。そういうところから直接信託事業を始める。正に資料2の問題意識のところに書かれている「信託のノウハウの活用インセンティブに乏しい主体のみ限定されている」という、ここを緩和して、むしろ直接農家から、農協とか今の農地保有合理化法人と同じ立場で信託を受けるといったことが望ましい気がするのですが、いかがでしょうか。

○みずほ銀行 それが可能であるならば直接に信託引き受けをすることが望ましいと思いますが、現実問題としてどの程度、法改正を含めて労力がかかるのかという問題があると思います。但し、信託の全面的な開放というのは、今、本間先生のおっしゃったとおりの内容かと思えます。

中間管理機構に必ずしも全ての農地が集まるとは限らないという点につきましては、たしか目的は耕作放棄地の再生だけではなくて農地全体の有効的な利活用あるいは面的な集積ということになると理解しておりますので、いわゆる耕作放棄地のみならず、優良農地も含めたエリア全体でこれを運営していくのが望ましいということかと思えます。もちろん、地域、エリアによってこれが適用されるところと不適用なところが存在するとは思いますが。

○金丸座長 ありがとうございます。

その他の委員の皆さんはいかがでございますでしょうか。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 中間管理機構だとどうしても地方の自治体という小さなユニットに制限

されるというのは信託会社の場合は結構もっと広いエリアまでカバーできるのではないかと
というような印象をもちまして、特に規模拡大を志向している人からすると、受け手です
けれども、非常に信託会社のほうが利便性はあるのかなというような印象を持ちました。
実際、私どもも昨年からの農地の信託は不可能なのかなということを結構議論していたこと
もあるので、ユーザー的な視点で見れば結構おもしろいのではないかと印象を持ちま
した。

○金丸座長 ありがとうございます。

そのほかいかかでございますか。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 デメリットの②のところ、採算性が低いので信託報酬が賄えないという
指摘があるのと、そもそも農協及び農地保有合理化法人は活用のインセンティブに乏しい
ということも書かれているわけですが、つまり、やっても大して儲からない、そのあたり
の事情をもう少し教えていただけますか。

○みずほ銀行 まず、活用のインセンティブということにつきましては、ノウハウのどこ
ろと裏腹の問題になっていると思います。つまり、信託会社及び信託銀行が蓄積してきて
いる信託のノウハウというものを使うことによって、それが活用する手段として有効かど
うか。そこは採算性の低さ等も関係してまいりますけれども、例えばある1つのエリアあ
るいは小さな区分のみで信託を行った場合は、恐らく限定的な効果しかありませんし、リ
スクとリターンの問題も出てくる。つまり、リターンが低いということになります。

例えばある大きな面積あるいは大きなエリア、集落におきまして、これを全面的に導入
することによって、採算性を向上させ、信託ノウハウを活用して、面的な集積と新たな担
い手を招聘するといったような動きとなりえますが、ノウハウがない、あるいはインセン
ティブがない、それは収益が低いということの裏腹ですけれども、そういうような主体に
とっては、恐らくそれを活用するあるいは推進するといったことにはならなかった。

それをそもそもの信託のプロフェッショナルである会社もしくは銀行に任せることによ
って、彼らの民間としての自助努力というものを促すということが一つノウハウの活用並
びにインセンティブの向上あるいは収益性の向上というものにつながっていくのではない
かということです。

やはり過去を拝見していると、これまでの主体が受け身であって、この考え方を啓蒙、
啓発するような活動もほとんど行われていないようですし、そこに1つ問題点、課題があ
るのではないかと考えています。

○金丸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○中原参事官 事務局から質問させていただきたいのですが、今の長谷川委員との
関係の質問で、「採算性が低いので信託報酬が賄えない」の下に「農地の対価は低いが」
と書いてございますけれども、信託をするときには、単純に対価は受益信託であれば受益

権が発行されるだけで農地を買い取るわけではないので、農地自体の対価が問題になるということはないような気がするのですけれども、ここはどういう趣旨でしょうか。

○みずほ銀行 そこはおっしゃるとおり、農地そのものの対価というよりは、受益権化した後に、次に受け手、借り手に対して賃貸をするときの賃料になります。受益権を持っている方にとっては受け取り賃料で、それを委託された側にとっては支払い賃料ということになります。その両方が現時点では低いということで信託報酬を賄うこと、特に固定費の部分は賄うことが難しいのではないかとということでございますし、実際に信託会社さんや信託銀行の見方としても、よほどのまとまったロットあるいは規模がなかりせば、あるいは農地の生産性、収益性の向上がなかりせば、正面から取り組むのはハードルが確かに存在している。これは経済合理性の上でハードルが存在しているということかと思えます。

○金丸座長 今、経済合理性の話が出たのですけれども、みずほ銀行様としては、長期的な視点に立って信託業務のサービスを農業従事なさっておられる方々に提供したいと思っておりますかと思っております。

○みずほ銀行 正にそのとおりでございます。短期的にこれを導入してうまくいかないと言ってやめるというやり方ではなく、先ほど申し上げた再興戦略の中でもうたわれているような農業の再生あるいは活性化といったもの、面的集積、大規模化による生産性の向上、コスト競争力の強化、ひいては所得の倍増というようなことをにらんだ上でのお話でございますので、かなり中長期的な視点で取り組まないと難しいとは思っています。

○金丸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○長谷川委員 そうすると、先ほどの本間先生の御指摘とも絡むわけですが、つまり、信託銀行が直接やるのか、それとも機構がやるのかという話で、今のお話で機構がかんで、それをさらに受けていくのだというポジションにするのは、皆さん方のビジネスの判断として、そもそも大口化がないとビジネスとして成り立たないという話の前提がまずあり、その大口化のプロセスのところは実は信託銀行が直接手を下すよりかは、機構さんにお任せしたほうがよろしくて、機構がまとめてくれた大口化のある程度のめどが立ったところで皆さん方がそれを信託として動かしていこうという理解でよろしいですか。

○みずほ銀行 はじめから農地がまとまった状態であれば、信託を使わなくても中間管理機構みずからがまとめることは可能だと思います。

ただ、各エリアにおいては、足元は動きがない、足元は何もやりたくないという方、あるいは足元が耕作放棄地のままというような状況も考えられます。そうすると、いきなりまとまったものがどんと中間管理機構に来るということは考えにくくて、長いある程度の一定の年月をかけて中間管理機構に集積をしていく必要があるかと思えます。

したがって、集積をしていく、あるいは集めていく中間管理機構が農地の再生や圃場整備を含めてやっていかれる長い年月の中で、そういったものが完成していくということになろうかと思えますので、その完成していく過程におきまして受益権化することによる大

口化、面的集積ということを担当するために信託が頭から入っていくということでございます。
○金丸座長 時間も尽きないのでございますが、それでは、この件につきましてはここま
でとさせていただきます。みずほ銀行様には、今後また質問等させていただくかもしれま
せん。その節はよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、次に、農林水産省の皆様から、平成21年改正法附則に規定された検討状況に
ついて御説明いただきます。10分～15分程度でお願いいたします。

○渡邊経営局農地政策課長 農林水産省の農地政策課長をやっております渡邊と申します。
どうぞよろしく申し上げます。

お手元の資料の資料3という資料を御覧いただければと思います。

まず、21年改正法の概要についておさらいといいますか御説明をしたいと思えます。こ
こに書いてございますように、21年改正ではかなり大きな改正をやられまして、目的規定
も改正してございます。所有と利用の分離というような基本的な理念のもとに、ここに書
いてございますように、一般法人の貸借での参入規制の緩和ですとか、農地取得の下限面
積の実質上の自由化などを行ったものでございます。改正のポイントは下に黄土色で色が
ついているところを見ていただきますと4点ほどございます。

個人が農業に参入しやすくするために、今、申し上げた下限面積というのが法律上50ア
ールというのが原則になっておりますけれども、これを地域の判断、農業委員会が他の下
限面積を設定できるという改正をしてございます。

2番目が、一般法人のリース方式による農業参入の自由化ということで、規制改革会議
のほうでも何遍も御紹介させていただいているものです。法改正後、1,000を超えるリース
で参入されている株式会社の方々がおられるということでございます。また、農地の貸借
期間につきましても、民法上は20年が賃貸借の上限ですけれども、50年の農地法のほうで
特例を設けているということでございます。

また、3つ目ですが、3つの生産法人要件につきましても緩和をしてございまして、こ
れも従来から御説明をしておりますけれども、農外の方々の出資の議決権の上限が4分の
1だというのが原則ですけれども、なおかつ、それぞれの方については10分の1までとい
う限定がかかっておりましたけれども、10分の1の規制は撤廃いたしまして、4分の1の
部分についても食品関連企業などからの出資については2分の1までは緩和をするとい
うことをやったものでございます。

一番下のものが農地の確保ということで転用規制の厳格化ということで、病院だとか学
校の公共転用につきましても協議制を導入したり、あと遊休農地対策といたしましては、
毎年農業委員会が全ての農地について利用状況調査をやるというようなことをこの改正の
ときにやったものでございます。

2ページ目、その改正法の中の19条というのが附則についてございまして、検討事項と
いうのがございます。ここに書いてある5点ほどがついてございます。

3ページにその具体的な条文がついているわけです。5つほどございます。

まず①は、農業委員会の組織、運営についての検討ということで、これは当時、農業委員会に遊休農地措置の関係でいろいろ業務が増えたこともありまして、その組織運営について検討しろという趣旨だと理解しておりますけれども、その後、21年に農地法が施行されておりますけれども、22年の閣議決定で農業委員会については組織の在り方についての見直しを行うべしという閣議決定がございまして、それを踏まえて実態調査をするということで、ここに書いてございますように、平成24年1月から2月に関しましてアンケート調査を実施いたしまして、その結果を今年の2月に公表しているところでございます。後ろにアンケート結果についてはつけてございますので、後ほど御覧いただければと思っております。

また②には、農地に関する基本的な資料があり、資料の整備の在り方についての検討という項目がございまして、こちらについては、農地の集積を図るに当たりましては、どこの農地を誰が持っているか、誰が借りているかという情報を一覧できるというのが非常に重要だということでこういう検討項目として挙げられたものと理解しております。こちらにつきましても、この会議でも御説明をいたしました農地中間管理機構の関係法令の中で農業委員会が編纂しております農地台帳については今回法定化して公表するという方向で今法案を作成している最中でございます。

③、④は、お隣の光吉課長の御担当ですので、光吉課長から御説明いたします。

⑤につきましても、関係法の施行の状況でございまして、具体的には農地法ですとか基盤強化法、農振法、農協法の施行状況を勘案しということになってございますけれども、まず、農地法と基盤法につきましても、これも先ほど申し上げました臨時国会提出法案中間管理機構の関係の法案の中で、農地法につきましても、遊休農地措置について更なる強化を図る方向で検討をしておりますし、基盤法につきましても、農地保有合理化法人の大幅な制度改正ということを検討しているというものでございます。

また、農協につきましても、その実態を毎年10月1日で調査をして実施状況を把握しているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○光吉農村振興局農村計画課長 ③と④につきましても、農林水産省の農村計画課長の光吉と申します。よろしく申し上げます。

③と④は、いずれも農地の確保に関することでございます。

③は、農地の確保の観点から、土地の計画制度について検討、

④は、転用許可事務の実施主体の在り方と農地の確保政策の在り方について検討ということでございます。

いずれも農地の確保に関することでございますが、食料・農業・農村基本法に基づきまして、おおむね5年ごとに食料・農業・農村基本計画を見直していくということになって

おります。自給率とか農政の基本的な政策を盛り込むものでございますが、現行の基本計画が平成22年3月に策定され、おおむね5年ごとに変更すると法律上なっております。

今後、この議論を行っていくことになると思いますけれども、農地の確保についても、この1つの柱となるものでございますので、この中で③や④の検討についても議論していくということになると思っております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見を頂戴したいと思います。どなたか御意見ございますか。

では、本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 1ページ目で実態について教えていただきたいのです。

下限面積を緩和して、具体的に各市町村あるいは都道府県でどの程度まで下がったのか。統計的に今出せと言われても難しいところがあると思うのですけれども、ほとんどの自治体で下限を下げていると理解していいのかどうかということが1点です。

2点目は、株式会社等の賃貸での参入の実態、これは例えば平成21年以降、どの程度、これも概略で結構ですけれども、例えば100社、1,000社というところでイメージとして分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○渡邊経営局農地政策課長 まず、下限面積ですけれども、割合は今手元に資料がないのであれですが、30アールとか40アールに引き下げているところはかなりございます。また、中には1アールぐらい引き下げているところもあるということで、この緩和を地域によって活用していただいていると思っております。

また、リース方式につきましては、先ほども申し上げましたように、施行後3年後を経て1,071の法人が既に参入しているということでございます。

○金丸座長 どうぞ。

○本間専門委員 農地の賃貸期間の上限を50年までに延長したということですが、この実態といいますか、賃貸期間が従前に比べて相当に長くなっているとか、余り変わっていないのかといったあたりの感触はいかがでしょうか。

○渡邊経営局農地政策課長 賃貸期間は50年まで延ばしておりますけれども、現場の実態をいろいろお聞きすると、50年という非常に長い半世紀にわたる期間でございますので、当事者の方々が生きている間に全部終わらずに次世代までかかってしまうということがございまして、50年の上限ぎりぎりまで設定している例は余りないと認識しております。

○金丸座長 ありがとうございます。

私から質問があるのですけれども、4ページにアンケート結果がございますね。農業委員会の在り方に対する農業者等の意見ということで、一番下が実際に農業に従事していらっしゃる方々の回答だと思っておりますけれども、これを読むと、活動はしているが内容には不満があるとか、低調とか活動が見えないとかというのがかなりの割合を占めていて、その

下の活動に不満がある理由という中の、上位の3つというのは「農地集積などの農家への働きかけが形式的」「農地集積について兼業農家の意見を優先し担い手農家の声を聞かない」とか「監視活動は行っているが、遊休農地や違反転用の是正措置を講じない」という、かなり重要なテーマに対する不満が多いと思うのです。こういうアンケートをせっかくとられたので、現在何らかの御検討とかされているのでしょうか。

○渡邊経営局農地政策課長 今、金丸座長からお話があったとおりでございまして、7ページを見ていただきますと、では、農業委員会はなくしてもいいのかというような話も一時期ありましたけれども、そういうことではなくて、やり方にいろいろ問題があるので、果たすべき役割は見直すべきだというような意見とか、そういうのがかなり多く出てございます。

その関係で、このアンケートでは、やり方を見直すというものの一つとして、農業分野以外の方の意見を聞くべきかどうかということも聞いてございまして、農業分野以外の方の意見も反映させるべきだというのが8ページでかなり濃厚に出ております。

そういう人たちをどういう立場で意見を反映させるかということですが、農業委員会の権限や業務と利害関係のない人たち、ないしは弁護士さんですとか司法書士の方々、そういう各種専門家の方々を入れたらどうかということございまして、これには抜けておりますけれども、農業委員としてそういう人たちを迎えるのではなくて、オブザーバーのような形で迎えたほうがいいのではないかとアンケート調査も出ております。それも踏まえて、内部で対応を検討していたのですが、その後、産業競争力会議やこちらの会議などで農業委員会の話も御検討の俎上に上がるという話になってきておりますので、今のところは検討を中断しているという状況でございます。

○金丸座長 別に検討は中断していただかなくてもハイブリッドで両方で検討すればいいのではないかと思います。

本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 私もアンケート調査の結果、なかなか興味深いと思っているのです。4ページの在り方に対する農業者等の意見で、農業委員会自体は自分のことだから結構評価が甘くなるのではないかと感想を持つのですが、農業者の評価ではよく活動しているという部分が3割しかないわけです。不満がある等々を加えると否定的意見が7割あって、ここを精査すべきではないかと思うのです。農業委員会に直接関わっているのは、正に農業者自体であり、市町村でもなければ出先機関でもないわけです。したがって、こここの個人の意見等々の集約もあると思うのですが、農業者についての赤いところから右側にかけての内容について、もう少し精査して何か公表していただけるとありがたいなという気がしています。

○金丸座長 御要望ですか。

○本間専門委員 今、何か具体的にあればお願いします。

○渡邊経営局農地政策課長 ここはごく一部をお示ししているのですが、実は2月

に公表した当初のホームページにはもう少しいろいろ聞いてございまして、例えば農業委員に期待する役割は何ですかということも聞いてございまして、その中では、農地集積ですとか遊休農地対策のための農家への働きかけとか合意形成をやってほしいというような意見ですとか、農家や所有者からの相談窓口をちゃんとやってくれというような意見がたくさん出ているというのがございますので、そういうのが出ているというのは、そういうことに対して期待に応えられていないところがあるということなのかもしれません。

○金丸座長 では、林委員、お願いします。

○林委員 関連質問ですが、7ページの農業委員会に対する指摘に対する考えの農業者の回答で一番多いのは、47.1%の「農業委員会が必要だが、果たすべき役割は見直すべき」という項目だと思います。関連する他のアンケート項目はあるのでしょうか。どのような役割に見直すべきだとか、現在のこういう役割はもはや要らないのではないかとといったような開いた形の質問項目というのはあったのでしょうか。

○金丸座長 お答えできますか。

お願いします。

○渡邊経営局農地政策課長 農業委員会が担うべき機能の在り方ということで、先ほどお話をした農業委員に期待する役割は何ですかというような話とか、あとは先ほどもちょっと御紹介をいたしましたけれども、農業分野以外の人の意見も聞くべきかどうかというような話です。

あとは、農業委員会が先ほど御紹介した遊休農地ですとか農地集積のための合意形成をより効果的に行うためには何が必要かみたいなことを聞いてございまして、例えば今ので申し上げますと、あっせんの申し出を待つだけではなくて積極的に農家、農地所有者の意向を把握すべきというようなことを答えていただいているのが市町村で57.5%ですとか、農業者の方ですと42.9%というような高率になっているというようなことも公表してございます。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 意見ですが、今のお答えを聞くと、あくまでも今持っている農業委員会の役割を果たすためにどうすればいいかというような御質問、アンケート項目だったように思います。アンケートというのは、アンケート対象者の選択と質問項目の選定によって答えはかなり変わるものございまして、アンケートを実施する際には、そこをいかに中立公平に行うかというのが重要だと思います。その点で、農業委員会のアンケートをする際に、農業委員会という当事者とか市町村、JA、都道府県、出先機関、農地保有合理化法人といった既存の体制の担い手を中心にしたアンケートを行っていて、それ以外の第三者の意見を全く聞いていないというのが、制度の見直しをするに当たってのアンケートのやり方としては公平さに欠けるのではないかと思います。

質問項目についても、もう一度、今回の「果たすべき役割は見直すべき」という意見も踏まえて、新たにどのように見直すべきかというアンケートを一般の方も含めた形でやる

べきではないかと思えます。

○金丸座長 松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 このアンケートとは違うのですけれども、農地法に絡む話でお尋ねしたいのです。農地法の第1条の目的条文で、耕作者という言葉は出てきますけれども、農水省はどのような人を耕作者と定義しているのかを教えてくださいませんか。

○金丸座長 お願いします。

○渡邊経営局農地政策課長 言葉どおりだと思いますけれども、農地について、何らかの権限を持って耕作をしている人ということだと思っております。

○松本専門委員 ということは、農地の権限を持っている土地持ち非農家の方は耕作者でしょうか。

○渡邊経営局農地政策課長 耕作者に当たらないのではないのでしょうか。

○松本専門委員 ありがとうございます。

○金丸座長 どうぞ。

○長谷川委員 また済みません。アンケートのところに戻ります。

先ほどの林先生の御指摘、要するにもっと幅広く関係者をやるべきだったのではないかというのは私も全く同感です。その上で、そもそもなぜアンケートをやったのかというと、農地法改正法の附則の第19条に基づいてやったのだということだと思っております。第19条で何が書いてあるかということ、政府は農業委員会の組織及び運営について云々かんぬん、必要な措置を講ずるものとするとして書いてあって、それに基づいてアンケートをやってみたら、対象が狭いという農業関係者に限られているということを割り引いたとしても、例えば農業者の7割近い方が農業委員会の在り方に対して不満がある、ないし低調だ、活動が見えないという回答をした結果が出た。この結果を受けて、さきの第19条に戻れば、政府はどのような必要な措置を講ずるのか、こういう指摘が出ている結果を受けて何をすることかということが5年以内をめどとしてあるから、もう間もなく必要な措置を講ずる締め切りの期間が来るわけです。

それに対して、今、政府はどのようにやろうとしているのか、どのような必要な措置を講じようとしているのか、そこを御説明いただけますか。

○渡邊経営局農地政策課長 まず、先ほど私の御説明が稚拙だったかもしれませんが、直接にアンケート調査をやったきっかけは、第19条というよりは平成22年6月に規制・制度改革に係る対処方針というものが閣議決定されておまして、その中で農業委員会の在り方の見直しということも閣議決定されているのが直接的な原因ということでございます。

第19条第1項は、実は政府提案の中に入っていたわけではなくて、国会の御議論の中で衆議院の修正の際に検討項目としてつけ加えられたという経緯がありますけれども、当時の議論を見ておきますと、21年改正では農業委員会が遊休農地の利用状況調査ですとか、新しい業務をいろいろ担うこととなりますので、そういう新しい役割に鑑みて、それを担えるような組織だとか運営がちゃんとできているのかどうかという趣旨で、この1個はつ

け加えられたのではないかと理解しております。

後段の22年の閣議決定に基づいて出てきた課題については、この調査結果を踏まえて検討しているのですけれども、先ほども御説明をいたしましたけれども、規制改革会議のこちらの会議のほうでも、農業委員会については御議論いただくということだと聞いておりますので、それを踏まえながら、我々としても対応を決めたいということでございます。○長谷川委員 そうすると、いずれにせよ21年農地法の附則を読みながらも、読み込んだとしても、組織及び運営について検討を加えて必要な措置を講ずると書いてあるわけですから、農業者の7割までが農業委員会の活動に対して要するに不満を持っているという現状について、農水省としてどのような対応を考えるのかという具体的なものが見えないと、ここは要するに単にアンケート調査をやっただけですよという話になりかねない。

附則の中には、法律の施行後5年を目途ということですから、要するに26年には何らかの新しい検討を加えて対応するというようなことがあってしかるべきではないかと思うのだけれども、そののところはどのように考えているのですか。つまり、7割がだめだと言っているものに対して、これでいいのだというわけにはいかないと思います。

○渡邊経営局農地政策課長 アンケートの結果は、特に農業者の方々からいろいろ御不満があるというのは、農業委員会の仕事のやり方に一定の見直すべき課題があるのであろうとは我々も思っております。今後、当会議の御意見も踏まえて、どういう方向で農業委員会の仕事の在り方を見直せばいいのかということは考えていきたいと思っております。

ただ、あと1点だけ申し上げますと、第19条1項だけを見ますと5年を目途としてということが書いてございませぬので、期限が5年後までにきっちりやらなければならないという義務はかかっているとは我々としては思っていないのですけれども、全体の見直しが5年を目途としてということになっていますから、それと平仄をあわせる部分もあるのかなという感じではおります。

○長谷川委員 そうすると、来年ぐらいには具体的な改革の方向性みたいなものについても考えるという受けとめ方でよろしいですか。

○渡邊経営局農地政策課長 いろいろなところで御議論いただくことになろうかと思しますので、その議論でこういう方向にしたほうがいいのかという御意見に達すればそういうことになるのではないかと思います。

○金丸座長 はっきりしておきたいのですけれども、我々規制改革会議のワーキング・グループが意見を言うのを待ってというか、それを踏まえてみたいなことを言われると心外です。これはこれで現状、皆さんは農水省として問題がありそうだと分かっているわけですから、それは主体的にこういう課題については自ら日々仕事をなさるのが当たり前で、それを他の会議体の意見を踏まえてというのは筋違いだと思います。だから、それはそちらでちゃんとやっておいてくださいと、はっきりしておきたい。その上で我々が検討した結果をすり合わせればいいし、双方でより良い意見が出てくればそれは採用していけばいいと思うのです。

○滝委員 関連の質問ですが、アンケートの結果はもっと細かい内容も既に発表しているとのことですが、ここには資料がないのでお伺いします。農業者というのがこの内容だけだと非常に雑駁。大型、中型、あるいは零細、いろんな農業者によって随分意見が違ってくるかなと思います。特に今回、企業の参入を非常に奨励しようというような方向にありますので、農業者の中の企業とそれ以外というところのアンケート結果は存在するのでしょうか。それがあれば興味があります。

○渡邊経営局農地政策課長 この農業者については、どこの市町村でやるかというのをまず無作為で抽出して、その中から農業者を選んでおります。大規模の人にだけ聞いているとか、小規模の方にだけ聞いているとか、そういう聞き方をしてごさいませんので、無作為抽出で選んだ方にアンケート調査をいたしているということでごさいます。

しかも、農業者につきましては、1,000人程度の方々についてアンケート調査を出したのですけれども、回答いただいた方々が189名ということで、18%程度しか返ってきていないという事実もありますので、全体像をきっちり把握し切れたかどうかという問題もあろうかとは思いますが。

○滝委員 その189の中を分類することはできるのですか。

○渡邊経営局農地政策課長 規模や何かであらかじめ聞いておりませんので、それはなかなか難しいかなと思っております。

○滝委員 実際には、改善、改良をずとした場合にそういうことが非常に重要ではないかと思うのです。方向性を出すのに、そういうことがとても大事ではないかという気がします。

○本間専門委員 関連して。釈迦に説法のところもあるのですけれども、やはり属性をきちんと把握して、属性とのクロスを集計をするということは基本的な統計の作業だと思います。属性とのクロス、また、相互の質問同士のクロスを集計、そういう統計の分析ができるようなアンケート調査を設計することが必要だと思いますので、ぜひ今後、そのようなことにも配慮してやっていただければと思います。

○金丸座長 農業委員会の体制について御質問したいのですけれども、農業委員会の皆様には相当重要な仕事をお願いしているわけですが、常時、先ほど来、農業者の方々が不満に思っているような業務も含めて、実務に日々携わる体制というのは、平均で委員会ごとに何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○渡邊経営局農地政策課長 まず、農業委員は全体で平均20名ほどいることになっておりまして、そこに事務局の人たちが5人ほどついているというのが平均的な姿ということでごさいます。遊休農地の利用状況調査などの調査をするときには、必ず農業委員の方と事務局とセットで現場を見に行くというようなことをやっているということでごさいます。

○金丸座長 そうすると、お願いしている仕事と役割と今の体制というのを考えますと、農業委員の皆様の方数は多いように聞こえます。けれども、払ってらっしゃる月額報酬は数万円程度でわずかなものだと思いますので、そうすると、実務を担う方々は、いわゆ

る農地の集積も含めて4～5人とおっしゃって、そのうち役所と兼任をなさっている方もいらっしゃるように聞いています。

だから、実態と担ってもらうべき役割とか、アンマッチがアンケート結果からも読み取れるのではないかと。そうすると、かなり自主的に農水省の皆様はこういう農業委員会の役割をどうするかとか、全体像をどうするかをどんどん日々検討なさらなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○渡邊経営局農地政策課長 人員体制につきましては、国のほうでも支援をしているということでございまして、平均像としては20人ということなので、それで一応毎年の利用状況調査や何かも全農業委員会でやっていただいておりますので、今すぐにこの体制では全然法律上求めている業務をこなしていないという状況にはないと思っております。

○金丸座長 どなたか。

では、林委員、お願いします。

○林委員 農地法の条文のところに戻りたいと思うのですが、農地法第2条の2で、「農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」は、「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」という責務を負っているという規定がございまして、そうすると、第1条の目的条項に載っております耕作者というのは、第2条の2で農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないといった者であると考えてもよろしいのでしょうか。

○渡邊経営局農地政策課長 そういうことだと思います。ただ、義務ではなくて責務ということになっておりますので、そこは効率的な利用を確保するように努めなければならぬわけですが、確実にやる義務があるかどうかというのは解釈上そこまではないのではないかと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

北村専門委員、特に何かございますか。

○北村専門委員 残念なのですが、農業者が農業委員会に対して結構問題を提起しておられますけれども、実際、農業者のアンケートを無作為とは言いながら、実は農地を出している方々も農業者として登録されているわけですから、そういう方々に関しては、実は農業委員会に関することは、料金設定などの手続だけのことであって、通常の中でほとんど該当しないし、また、転用とかそういういろんなことがそう頻繁に行われるわけがないわけですから、意外とデータはまあまあかなと私自身は農業者としてはそういうように理解しているのです。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、最後に。

○本間専門委員 光吉課長からの御説明のところだったと思うのですが、2ページの農地転用に関して④、事務の実施主体の在り方、農地確保のための施策の在り方についての検討。これは具体的にどのように検討されているのか、されていないのか。現状に

ついてお聞かせいただければと思います。

○光吉農村振興局農村計画課長 ここに書いてございますように、食料・農業・農村基本計画、22年3月に策定しおおむね5年ごとの見直しとなっております。これと絡む議論の中で農地確保は、正にこれの中心的課題の一つですので、この中で議論する。そのための準備とか頭の体操とか、そういうことをしている状況にありますので、この議論が展開される中で議論していくということになると思います。

○本間専門委員 それはむしろ後段の話としては分かるのです。つまり農地の確保のための政策。ただ、前段のほうの事務の実施主体の在り方と書いていますから、ここは具体的にどういう問題があるとお考えなのか。ここについての農水省としての問題意識をお聞かせいただければと思います。

○光吉農村振興局農村計画課長 これは3ページの条文を御覧いただくと、4項になりますけれども、1行目の最後のほうから、「国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点」と書いてございます。これは地方分権の観点で、今、許可権者の主体が法律上位置付けられていますけれども、それをどうするのかということと、農地を確保する施策というのをセットにして議論していこうということが法律上規定されているところでは。

○金丸座長 よろしいでしょうか。

ちょっと時間も過ぎてしましまして、本日はこれで終了させていただきたいと思います。農水省の皆様、また引き続きおつき合いをしていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。皆様、どうもありがとうございました。